

ご家族登録制度《重要事項》

□「ご家族登録制度」は、ご契約者さま^{*}に登録いただいたご家族さまに、当社が契約内容に関する情報を提供させていただくことに同意いただく制度です。

※年金開始後契約においては年金受取人、保険金据置契約においては据置保険金等受取人

□登録いただけるご家族さまは、配偶者または三親等以内のご親族さま^{*}、または次の範囲内の方で、本制度の登録家族として適当であると当社が認めた方のうち、お1人です。

①保険契約者等と同居し、または、保険契約者等と生計を一にしている方

②保険契約者等の財産管理を行っている方

③ご加入いただいている契約のうち、いずれかの死亡保険金受取人、死亡給付金受取人に設定されている方

④その他前①から③に掲げる者と同等の関係にある方

※三親等以内親族・・・親・祖父母・曾祖父母、子・孫・曾孫・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おばとその配偶者等。

□登録されたご家族さまに対しましては、ご加入いただいている全ての契約に関する情報を提供させていただきます。なお、今後新たにご加入いただく契約も対象となりますのでご留意願います。

□登録されたご家族さまからの質問におこたえするときや、当社の担当者が保障見直しなどのご案内をするときの内容は、ご契約者さまに説明させていただく内容と全て同等です。

《例》

・入院されたときや万一の場合の保障額について

・解約された場合のお支払い金額や契約者貸付制度のご利用可能金額について

□当制度は、申込書を当社（担当者）へご提出いただいた時点からご利用いただけます。ただし、お客さまサービスセンターへのご照会は、ご契約者さま宛に郵送させていただく登録完了通知の到着以降にお願いいたします。

なお、大樹生命マイページからのお申込みの場合は、受付の翌々営業日よりご利用いただけます。

*登録いただくご家族さまには、当制度にお申込みいただいたことをご契約者さまよりお伝えください。

*登録完了通知は、お申込み後1週間を目処に郵送させていただきます。

*2020年4月より、以下3つの条件に全て該当した場合に限り、当制度に登録されたご家族さまにも登録完了通知を郵送いたします。

- ・2020年4月以降に当制度に新規登録または、登録ご家族さまの変更を行った場合
(なお、変更手続きの場合は、変更後のご家族さまにのみ登録完了通知を郵送いたします。)
- ・ご契約者さまのご年齢が70歳以上の場合
- ・登録されたご家族さまがご契約者さまと別居の場合

*新たに申し込まれる保険契約と同時のご登録の場合は、当該保険契約の成立後から有効となります。

□当制度へのご家族の登録はお申込みの日から3年間有効です。なお、期間内に登録内容の変更・廃止のお申出がなく、期間末に有効に継続中の契約がある場合は、期間経過後、当制度への登録は同期間自動的に継続します。

□ご契約者さまが死亡された場合、当社所定の名義変更手続きが完了した時に当制度への登録は終了いたします。

□登録のご家族さまによる契約に関するお手続きはできません。お手続きの際は、ご契約者さまご自身でお願いいたします。

□登録いただいたご家族さまの変更や登録の廃止については、ご契約者さまから当社担当者またはお客さまサービスセンターまでご連絡いただくか、大樹生命マイページでお手続き願います。

□当取り扱い内容を変更する場合、最新の取り扱い内容および変更日を大樹生命ホームページに掲載します。取り扱い内容の変更にともない登録内容の変更・廃止のお申出がない場合は、変更後の取り扱い内容を承諾したものとみなします。

(2016年3月23日改定)

(2019年4月1日改定/社名変更)

(2019年7月8日改定)

(2020年4月1日改定)

(2023年11月24日改定)